

海事協通信

2013年7月号 

暑さが日ごとに加わり、ようやく北海道も夏が来たようです。晴れやかな日差しの中、私ども海事協も長年親しんだ場所から札幌市東区、元町という新たな土地でスタートを切ることができました。新事務所は研修センターも兼ね、実習生の生活及び日本語指導など、これまで以上にバックアップできる体制となりました。皆様のご期待に添うよう努める所存ですので、一層のご指導ご支援をお願い申し上げます。では今回の内容はこちらです。

～お知らせ～

前回に引き続き「不正行為」について簡単にご説明します

2012年11月の入管法改正にともない、『監理団体及び実習実施機関が不正行為を行った場合に、地方入国管理局等に報告すること』が追加されました。どのような行為が不正行為となるのでしょうか？今回はその6番目です。

(6) 保証金の徴収等

監理団体、実習実施機関又はあっせん機関が本邦において技能実習生が従事する技能実習に関連して、技能実習生やその家族から保証金を徴収するなどしてその財産を管理していた場合や、労働契約の不履行に係る違約金を定めるなど、不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約をしていた場合です。

例えば…

- 技能実習生の逃走防止のため、技能実習生やその家族等から保証金を徴収したり、逃走した際の違約金を定めていた場合。
- 地方入国管理局、労働基準監督署等に対して「不正行為」を通報すること、休日に許可を得ず外出すること、作業時間中にトイレ等で離席すること等を禁じて、その違約金を定める行為や技能実習生、その家族等から商品又はサービスの対価として、不当に高額な料金の徴収を予定する契約についても「不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約」に該当します。

新事務所

フォトギャラリー



授業中。真剣な眼差し



みんな一緒にいただきます



夜のひと時…思い思いに